

法科大学院Q & A

【ダイジェスト版】

法科大学院制度創設の理念や現状について、質問されることの多い内容をQ & A方式でまとめてみました。

今後、さらにバージョンアップしていく予定です。

また、より詳しい解説を加えた【詳細版】も作成中です。

あるべき法曹養成制度の姿を考える上で、参考にさせていただければ幸いです。

《 目 次 》

1 基本理念等…………… p 1

- Q 1 どうして法科大学院制度が必要なのですか？
- Q 2 旧司法試験制度の下ではどのような問題があったのですか？
- Q 3 なぜ法曹養成のための専門教育機関を大学制度の下に置くのでしょうか？
- Q 4 法科大学院は法学部とどう違うのですか？
- Q 5 法科大学院制度と司法修習制度が併せて存在するのはなぜですか？法科大学院制度が始まって司法修習の内容は変わりましたか？
- Q 6 法科大学院ではどのような法律家を養成し，修了した弁護士はどのようなところで活躍していますか？
- Q 7 司法試験の受験資格を法科大学院修了者としているのはなぜですか？
- Q 8 司法試験にはなぜ回数制限があるのですか？
- Q 9 予備試験制度はなぜ設けられたのですか？
- Q 10 法科大学院の時間的，経済的コストの問題点を回避するために，予備試験ルートを拡大すべきではありませんか？

2 法科大学院制度の現状と改善策…………… p 5

- Q 1 1 法科大学院制度の現状については，司法試験合格率の低迷，教育の質の格差，入学志願者の急減などの問題点が指摘されていますが，どのような改善策が検討されていますか？

3 法科大学院の地域適正配置…………… p 6

- Q 1 2 法科大学院の適正配置はなぜ必要なのですか？旧司法試験制度の方が法曹になるための機会平等という観点からは優れていたのではありませんか？
- Q 1 3 地方の法科大学院を修了した法曹のうち，地元就職した者の割合はどれくらいですか？

4 法科大学院生の多様性の確保…………… p 7

- Q 1 4 法科大学院にはどのような人材が集まっているのですか？
- Q 1 5 他学部・社会人出身者の割合はどれくらいですか？旧司法試験時代と比べて現状ではどうですか？

5 法科大学院の教育内容・・・・・・・・・・・・・・・・ p 7

- Q 1 6 授業にはどのような特徴がありますか？
- Q 1 7 学ぶ科目の特徴にはどのようなものがありますか？
- Q 1 8 法科大学院で行う実務教育はどのようなものですか？
- Q 1 9 法科大学院の教育は、一部の実務科目等を除けば法学部教育とどう違うのですか？
- Q 2 0 研究者教員が法曹養成に携わる意義は何ですか？
- Q 2 1 法科大学院では、旧制度の前期修習相当の教育まで行うとされていたのでしょうか？それは可能なのですか？
- Q 2 2 授業や運営が適切であるかどうか、チェックはされていますか？
- Q 2 3 予備校の利用状況はどうなっていますか？

6 未修者教育・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1 0

- Q 2 4 法科大学院では未修者を適切に選抜できていますか？
- Q 2 5 法科大学院では法学未修者のためにどのようなカリキュラム、学習支援策を用意していますか？成果は上がっていますか？
- Q 2 6 未修者を3年間で合格レベルに引き上げるために、これまでどのような改善がなされてきましたか？

7 法科大学院修了者の質・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1 2

- Q 2 7 法科大学院修了者の質はどう評価されていますか？

8 時間的・経済的コスト・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1 3

- Q 2 8 旧司法試験時代と比べて司法試験合格までにかかる時間はどれくらいですか？
- Q 2 9 法科大学院に通うための経済的コストの高さから、法科大学院制度は「金持

ちにしか法曹になれない」制度になっていませんか？

9 司法試験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 14

Q 3 0 司法試験はどのように改革されたのですか？

Q 3 1 あたらしい司法試験の具体的内容はどのようなものですか？

Q 3 2 司法試験の現状にはどのような問題点・課題がありますか？

1 基本理念等

Q1 どうして法科大学院制度が必要なのですか？

A1 法科大学院は、21世紀の司法を担う法律家の質と量を確保する上で従来の制度では不十分であるとの認識に立って作られました。

司法制度改革審議会意見書は、多様化・高度化する法的需要に対し、法曹には「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められ」、こうした法曹の増加が急務であるとし、司法試験の合格者増をその質を維持しつつ図ることは困難であり、他方、大学法学部は法曹養成ではなく、一定の法的素養を持つ者を社会の様々な分野に送り出すことを主たる目的としています。そこで、従来の司法試験という「点」による選抜ではなく、法学教育・司法試験・司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備することが不可欠であるとし、その中核をなす教育機関として、法曹養成に特化したプロフェッショナルスクールである法科大学院が創設されたのです。

この構想中、とりわけ、経済学や理数系、医学系など他の分野を学んだ者、社会人等としての経験を積んだ者など多様なバックグラウンドを有する人材を幅広く確保することが新制度の健全な発展にとっての要となるものとされ、そのため、法科大学院は、公平性、開放性、多様性を旨とし、入学者を学部までの専門分野を問わず広く受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放することが必要であるとされました。

Q2 旧司法試験制度の下ではどのような問題があったのですか？

A2 旧司法試験制度のままでは、質を維持しながら多数の法曹を養成することは困難ではないかと考えられていました。

旧司法試験制度（従前の法曹養成制度）下においても、合格者数を年々漸増させてきましたが、

法曹養成のための専門教育機関の不存在、

旧司法試験の受験競争激化に伴う受験技術優先の傾向の顕著化、

増加する司法試験合格者に対する司法修習制度の受け入れ態勢に対する懸念、

等の問題点が指摘されてきました。

このような状況のもとでただ合格者を増加させるだけでは、合格水準が低下し、法曹としての専門知識や能力を欠く法曹を生み出しかねず、弁護士に求められる国民の「社会生活上の医師」という役割を十分には果たせません。

かかる問題点を解消・軽減するために新制度への移行が図られました。

Q3 なぜ法曹養成のための専門教育機関を大学制度の下に置くのでしょうか？

A3 従来、法学部の教育は法曹養成を目的としておらず、司法試験、司法修習との間に連続性がなく「理論と実務の乖離」が指摘されてきました。法学部は一定の法的素養を持つ者を社会に送り出すことを主眼とし、法学系大学院は法学研究者の養成を目的とする一方、司法修習は司法試験に合格した者に対する実務トレーニング機関であるため、法曹養成のための専門的教育機関は存在しなかったことが、法学教育・研究と法曹養成・法律実務の相互の交流と発展を阻害する要因ともなっていました。

このような阻害要因を取り除くためには、研究者と実務家の協力・協働の下で、理論と実務を架橋する法曹専門教育を行う機関が必須であり、教育機関として批判的見地に立った自由な研究・教育が保障されている大学制度の下に置くこととされたのです。

Q4 法科大学院は法学部とどう違うのですか？

A4 法学部は、一定の法的素養を持つ者を社会の様々な分野に送り出すことを主たる目的とし、法曹となる者の数をはるかに超える数の入学者を受け入れ、法的素養を備えた多数の人材を社会の多様な分野に送り出すという独自の意義と機能を担っています。これに対し、法科大学院は、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする専門職大学院であり、実務家教員を必須とし、法律実務基礎科目も開設しなければならず、法律基本科目等においても、少人数教育を基本とし、実務上生起する具体的問題の合理的解決を念頭に置いて、双方向・多方向の密度の濃い教育を行わなければならないとされています。

このように、法科大学院は、法学部とは、どのような人材を養成するのかという教育目的が異なることから、教員組織も教育課程も教育方法等も異なる制度設計がなされています。

Q5 法科大学院制度と司法修習制度が併せて存在するのはなぜですか？法科大学院制度が始まって司法修習の内容は変わりましたか？

A5 法科大学院教育と司法修習の役割が異なるからです。

法科大学院は法曹養成プロセスの中核をなす専門的教育機関として、実務との架橋を意識した法理論の習得を目的としています。これに対し、司法修習は法科大学院での法理論の習得を前提とした実務的トレーニングを目的としており、その中心は実務修習にあります。

このような法科大学院制度の創設に伴い、法科大学院における実務導入教育を前提として司法研修所での前期修習が廃止されるとともに、修習期間が1年になる等、司法修習の内容が変わりました。もっとも、法曹実務のトレーニングの場という司法修習の意義に照らして現状の実務修習が十分といえるかどうかについては議論のあるところです。

Q6 法科大学院ではどのような法律家を養成し、修了した弁護士はどのようなところで活躍していますか？

A6 法科大学院は社会人や非法学部出身者を法学未修者として受け入れ、法曹への多様な人材を確保することを重視しており、旧司法試験時代に想定されていた法曹像に比べて、より幅広い素養を身につけた法曹を養成しています。実際にも、法科大学院を修了した法曹には、医師資格を持ち弁護士資格を得た上で大学医学部でも教鞭を執っている者、出身の放送業界で専門性のある仕事をしている者、司法試験合格後に外交官になった者、再生エネルギー事業開発のコンサルタントを行っている者、弁理士法資格を生かして知財業務に従事している者、国会議員の政策秘書として活動している者など様々な分野で活動しており、その一端は、2010年に開かれた日弁連の第24回司法シンポジウムで紹介されています。法科大学院修了者の法曹としての活動を多面的に評価していく必要があります。

Q7 司法試験の受験資格を法科大学院修了者としているのはなぜですか？

A7 法科大学院は、従来の旧司法試験時代の受験競争による「点」のみの選抜ではなく、法曹養成に特化した専門的教育機関を設置し、これを中核とした「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備すべきという観点から創設されました。現在の法科大学院には解決すべき課題が様々な存在しているのも確かですが、か

とって、法科大学院の修了を司法試験の受験資格と切り離すとすれば、結局は受験競争による「点」のみの選抜に逆戻りすることとなり、法科大学院教育を中核とする理念は骨抜きとなってしまいます。

すなわち、法科大学院では、先端科目や法曹倫理等を履修するとともに、法律相談や交渉等の場で活かされるコミュニケーション、プレゼンテーション能力や、判例・法律文献のサーチ技術など、従来の試験制度では測れない能力の獲得も目指しています。仮に受験資格を撤廃すれば、法科大学院教育は法曹になるために必須なものでなくなり、法科大学院における専門教育を法曹養成の中核とした理念に反することになります。医師国家試験の受験資格が原則として医学部卒業者に限られているのと同様の考え方です。

Q 8 司法試験にはなぜ回数制限があるのですか？

A 8 法科大学院を法曹養成制度の中核と考える以上、法科大学院の教育効果を試すことができる期間として受験回数が制限されています。これは、新司法試験が旧司法試験のような過酷な競争による選抜試験ではなく、法科大学院修了者の多数が合格することを想定していたことにもよります。

逆に、回数制限を撤廃すると、法科大学院教育と司法試験との有機的連携が失われ、司法試験を突破することが唯一・最大の目標となり、点による選抜、試験至上主義に逆行することになります。

ただし、現状の低い司法試験合格率の下では5年以内3回の回数制限は受験生に過酷と受け止められ、受験手控えの弊害を生じていることから、少なくとも当面の間は5年以内5回等に回数制限を緩和するよう日弁連は提言しています。

Q 9 予備試験制度はなぜ設けられたのですか？

A 9 新しい法曹養成制度のもとでは、法科大学院を修了した者に受験資格を与えるのが基本ですが、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保すべきである、との趣旨から、法科大学院修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的として設けられました（司法試験法5条）。

Q10 法科大学院の時間的、経済的コストの問題点を回避するために、予備試験ルートを増大すべきではありませんか？

A10 法曹が国民の司法制度に対する期待に応えるためには、試験のみの「点」による選抜ではなく、法科大学院で法曹養成に特化した専門教育を受けていることが望ましいと考えられます。予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保することを制度趣旨として設けられた制度ですが、新しい法曹養成制度の理念からすれば本来は経済的負担等を軽減して法科大学院に進学する途を広げるべきでしょう。したがって、単に時間的・経済的コストを回避するために予備試験ルートを増大するのは適切ではありません。

2 法科大学院制度の現状と改善策

Q11 法科大学院制度の現状については、司法試験合格率の低迷、教育の質の格差、入学志願者の急減などの問題点が指摘されていますが、どのような改善策が検討されていますか？

A11 法科大学院創設当初、新制度への期待などから74校に及ぶ多数の法科大学院が設置され、入学者数も5784人（平成18年度）にまで及びました。そのため、修了者の7～8割をめざすとされていた司法試験合格率が低迷し、平成23年度は単年度で23.5%にまで低下しています。こうした事情に加え、長引く経済不況や法曹の活動領域拡大の遅れのために弁護士のいわゆる「就職難」が問題化したこと、法科大学院の学費に加え司法修習生の貸与制導入などの経済的負担感の増大などの理由によって、法科大学院入学志願者は減少し続けています。

また、法科大学院間の教育の質の格差によって、法律基本科目等の基本的な知識・理解が不十分な修了者、論理的表現能力が不十分な修了者が一部に見られるなど、法曹の質の確保という観点から看過できない状況が生じているとの指摘もなされています。

こうした問題点を改善するためには、法科大学院の統廃合と定員削減を進めて、制度の理念どおり、厳格な成績評価と修了認定を経た修了者の多数が司法試験に合格するよう配慮するとともに、法曹養成のための専門教育機関としての教育の

質の維持・向上を図っていく必要があります。

日弁連は、このような観点から、「新しい法曹養成制度の改善方策に関する提言」(2009年1月16日)、「法曹養成制度の改善に関する緊急提言」(2011年3月27日)、「法科大学院教育と司法修習との連携強化のための提言」(2011年8月19日)及び「法科大学院制度の改善に関する具体的提言」(2012年7月13日)などの各種提言を行い、これに向けた取組みを続けています。

3 法科大学院の地域適正配置

Q12 法科大学院の地域適正配置はなぜ必要なのですか？旧司法試験制度の方が法曹になるための機会平等という観点からは優れていたのではありませんか？

A12 法科大学院の地域適正配置は、地方に住む人たちへも法曹養成のための専門教育を受ける機会を提供するために、また法曹の多様性を確保するために必要です。弁護士の過疎・偏在解消の観点からも重要な意義をもっています。旧司法試験制度では、形式的な受験機会の平等は保障されていましたが、新しい法曹養成制度は、法科大学院の地域適正配置を通じて、法曹となるための教育を受ける機会の実質的な平等を目指しています。

Q13 地方の法科大学院を修了した法曹のうち、地元就職した者の割合はどれくらいですか？

A13 「地方」の定義にもよりますが、相当程度が地元弁護士会・弁連において弁護士登録を行っており、「地域に根ざした弁護士の養成」という理念を実現しています。

網羅的な調査ではありませんが、日弁連が首都圏、近畿圏、愛知県、福岡県を除いた法科大学院について調査した結果によると、法科大学院を修了した法曹のうち、法科大学院が存在する県の弁護士会に登録した者の割合は58%、地元弁連内の弁護士会に登録した者の割合は65%です(2010年6月現在、日弁連調べ)。

4 法科大学院生の多様性の確保

Q14 法科大学院にはどのような人材が集まっているのですか？

A14 多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れる必要から，法科大学院では，医師，エンジニア，商社マン，銀行員，マスコミ関係者，公務員など法学部以外の出身者や社会人経験者を多数受け入れ，専門教育を施しています。

こうした学生たちの多くは修了年限3年の未修者コースに所属し，法学部出身者と切磋琢磨しながら勉強し，法曹資格を得た後に自らの経験を生かして国民の多様で高度な法的需要に応えています。

Q15 他学部・社会人出身者の割合はどれくらいですか？旧司法試験時代と比べて現状ではどうですか？

A15 法科大学院生に占める他学部（非法学部）プラス社会人出身者の割合は，出発時点の平成16年度は53.5%に達していましたが，その後は低下し平成23年度入学者で32%となっています。社会人出身者に関するデータはありませんが，司法試験合格者に占める非法学部出身者の割合も，およそ2割前後であり，旧司法試験時代よりも高くなっています。

5 法科大学院の教育内容

Q16 授業にはどのような特徴がありますか？

A16 法科大学院では，少人数教育を基本とし，双方向・多方向の密度の濃い授業が行われています。

こうした授業を通じて，学生たちは法曹として必要な，事実に即した法的思考能力，問題解決能力，及びコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を磨いています。

Q17 学ぶ科目の特徴にはどのようなものがありますか？

A17 法科大学院で学ぶ科目は、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の4科目群に分かれ、各科目群に属する科目がバランス良く配置されることが求められています。

法律基本科目は、法科大学院教育の中心であり、主に研究者教員が担当しています。法律実務基礎科目は、弁護士や裁判所・検察庁から派遣された裁判官・検察官が、実務家教員として教育にあたっています。基礎法学・隣接科目は基礎法学の分野、法学に隣接する分野（心理学、会計学、政治学等）の科目、展開・先端科目は、専門的・先端的な法分野を学ぶ科目で、開設科目には法科大学院ごとの特色があらわれます。

現代の複雑な法律問題に対処できる法曹を養成するには、理論教育と実務教育が手を携えなければなりません。全国の法科大学院で、多くの実務家教員が授業にかかわり、研究者教員との連携・協力のもとに、体系的な理論と現実とに斬り込む実務とをつなぐ教育を模索しています。

Q18 法科大学院で行う実務教育はどのようなものですか？

A18 各法科大学院には、民事・刑事の訴訟実務を内容とした科目、法曹倫理科目等の必修科目があります。また、ほとんどの法科大学院で、リーガルクリニック、エクスターンシップや模擬裁判等の臨床科目が選択科目として用意されています。

各法科大学院では様々な工夫が凝らされており、法曹三者がそれぞれの立場から指導する模擬裁判、地域住民への法教育をも志向した裁判員裁判対応の刑事模擬裁判、弁護士の指導のもとで法律相談や事件受任を行うリーガルクリニック、地域特有の法律問題の実態を探るエクスターンシップなど、法曹としての職責を自覚させると共に、法が実務に生かされている現場に触れて理解を深めさせ、法曹になったときの意欲と能力の向上を目指した教育がなされています。

Q19 法科大学院の教育は、一部の実務科目等を除けば法学部教育とどう違うのですか？

A19 法科大学院の教育は、理念的には、具体的問題の合理的解決を念頭に置いた法理論教育を行う点で法学部教育と異なります。具体的な違いとしては、実務との架橋を意識した、具体的な事例を素材とする問答を利用した双方向・多方向教育、

公法系・民事系・刑事系という科目横断的な教育や、基礎知識を具体的問題の解決に使えるかたちで定着させるための事例演習教育を行う点が違います。

Q20 研究者教員が法曹養成に携わる意義は何ですか？

A20 法科大学院では法曹養成のために、法律分野における「理論と実務」の架橋を目指しています。即ち、従来から積み重ねられてきた理論的な法律学研究成果を実務的視点と融合させることで、実務家として幅の広い法曹を育てることを目指しているのです。このような目標を達成するためには、法曹三者出身の実務家教員による実務的視点からの経験知に裏付けられた教育と、基礎法学や原理的な分析、比較法的考察などに裏付けられた研究者教員による教育がバランスよく連携することが必要です。また、現在の法廷実務を基礎としつつも、それに対する批判的検討の視点や、社会的ニーズを意識した様々な専門法律領域への広がりを教授するには、実務家教員だけでなく研究者教員の参加が求められます。このような作用の中で、「法理論を実務に生かせる実務法曹の養成」と「研究者による実務を意識した法理論の深化」という双方向的な意義が見いだせるのです。

Q21 法科大学院では、旧制度の前期修習相当の教育まで行うとされていたのでしょうか？それは可能なのですか？

A21 法科大学院創設時の制度設計では、法科大学院創設後も、当分の間、実務修習開始前の集合修習（以下「前期集合修習」といいます。）は存続することとされてきました。ところが、その後、法科大学院が開校する前に、司法研修所サイドが前期集合修習を行わないと方針転換したため、法科大学院における実務導入教育と司法修習との役割分担をめぐって弁護士会内、司法研修所、法科大学院それぞれの間で理解の差が生じ、混乱が生じてきたというのがこの間の経緯です。

結論としては、旧制度の前期修習と同じ内容・レベルの教育まで法科大学院で行うとされてはいなかったといえますが、そのことは、実務修習を円滑に開始するための最低限の実務的能力の修得が必要であることを何ら否定するものではありません。現実には法科大学院における実務導入教育のみではその点に不足が生じる状況にあることから、その間隙を埋めるため、日弁連、弁護士会による事前研修をはじめ、様々な取り組みが行われてきました。

今年末の新66期から始まる「弁護導入講義」の実施によってこの問題がどの程度改善するか、注目されるところです。

Q22 授業や運営が適切であるかどうか、チェックはされていますか？

A22 法科大学院は、5年以内ごとに文部科学大臣の認証を受けた評価機関による、評価を受けなければならないものとされています（学校教育法109条3項）。既に全ての法科大学院が認証評価を受けており、評価によって不適合とされた法科大学院では改善に向けた動きが求められています。

また、中教審法科大学院特別委員会において、「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（2009年4月17日）が取りまとめられ、これを踏まえ、法科大学院教育の質の向上に向けた取組みがなされています。

Q23 予備校の利用状況はどうなっていますか？

A23 法科大学院生の予備校の利用状況に関する正確なデータはありませんが、予備校の授業を利用している学生の割合は決して多くなく、旧司法試験時代よりは学生の予備校への依存度はかなり低下していると思われる一方で、市販されている予備校のテキストを利用したり、模擬試験を受験することなども含めれば、何らかの形で予備校を利用している学生は依然として多いと思われます。

なお、新司法試験では、法科大学院修了直後の初回受験者の合格率が最も高く、2回目、3回目の受験者の合格率は下がっていく傾向にあるので、法科大学院教育から離れると、予備校への依存度が高まったとしても、合格率は上がらないということはいえそうです。

6 未修者教育

Q24 法科大学院では未修者を適切に選抜できていますか？

A24 法科大学院の未修者向け入学試験では、法律知識を問う出題はできない中で、各法科大学院は、法科大学院での教育を受ける適性を有しているか、良い法曹に成長し得る人物かということ判断するために様々な工夫をしています。志願者全員が受験する適性試験の点数を判断基準の一つとしつつも、必ずしもこれを重視せず、小論文試験や面接試験を実施したり、社会人についてはこれまでの実務経験や社会経験等、他学部出身者については専門的な学識や実績等を評価するなど、様々な要

素を総合評価して未修者の選抜をしています。

かかる方法による未修者の選抜は、一定の選抜機能を果たしており、それなりに適切だと評価できます。例えば、志願者が多かった第一期未修者が受験した平成19年新司法試験の未修者の合格率（51.3%）は既修者の合格率（54.2%）と遜色はなく、志願者が多ければ、その中から優秀な未修者を適切に選抜することはできると言えるからです。

しかし、年々法科大学院への入学志願者が減少しており（特に社会人や他学部出身者の減少が顕著）、優秀な未修者の選抜が難しくなっていますので、法科大学院への入学志願者を増やす努力をする一方で、未修者の選抜機能をより高める改善も必要になってきています。

Q25 法科大学院では法学未修者のためにどのようなカリキュラム、学習支援策を用意していますか？成果は上がっていますか？

A25 法学未修者について法律で定められた修了要件は3年間で93単位以上の単位取得ですが、各科目群をバランスよく履修できるように、法律基本科目に偏らないカリキュラム構成が求められています。通常は、1年次の法律基本科目の授業で基礎を固めた上で、2年次から3年次にかけて演習や他の科目群で応用力や実務的素養、先端的な専門分野等を学ぶという形で、基礎から応用へ段階的に学べるカリキュラムになっています。

また、自学自習の時間が十分確保できるよう各年次の履修上限単位は原則36単位とされてきましたが、これでは未修1年次における基礎固めに必要な基本科目の単位数が足りないという声もありました。そのため、その改善策として、平成22年度から、カリキュラム上、未修1年次の履修上限単位を6単位分増加することが可能になりました。

また、法学未修者のための学習支援としては、入学前の準備プログラム、入学時の履修指導、入学後の教員や教育補助者（若手弁護士等）による学習相談・学習指導等がなされており、このような学習支援が適切になされているかどうかは認証評価でもチェックされます。

その成果については、法学未修者だった若手弁護士の活躍に現れているともいえますが、数字的にも、法学未修者も修了直後の司法試験合格率が最も高く、例えば、平成23年度司法試験では、未修者の初回受験者の合格率（23.7%）は全体の合格率（23.5%）を超えているなど、法学未修者に対する3年間の教育の成果はそれなりに上がっていると言えます。

ただし、なお十分な成果とは言い難いことも確かであり、今後も引き続き改善の努力が必要不可欠だと言えます。

Q26 未修者を3年間で合格レベルに引き上げるために、これまでどのような改善がなされてきましたか？

A26 平成22年度から、カリキュラム上、未修1年次の履修上限単位を6単位分増加することが可能となっており、これを利用して、未修者を対象とした入門科目を新設したり、演習科目を新設したり、講義科目の量的充実を図ったりするなど、各法科大学院において不足していた点を補充する工夫がなされています。

また、未修者のための学習支援にも力を入れるようになってきており、未修者のフォローアップのため、若手弁護士等の教育補助者による学習相談や学習指導等の制度の導入や拡充がなされています。

その他、平成22年10月に法律基本科目、主な法律実務基礎科目について共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)が公表され、これを参考に各法科大学院で到達目標が設定されるなど、様々な改善の努力がなされています。

7 法科大学院修了者の質

Q27 法科大学院修了者の質はどう評価されていますか？

A27 法科大学院では多様なバックグラウンドを持った人たちが教育を受けています。また、依頼者からの相談に的確に応えるためには、社会現象に対する洞察力や問題意識、コミュニケーション能力、創造的な解決能力や立案能力等、多岐にわたる能力が求められますが、法科大学院では、このような幅広い資質を養う教育の実践を目標に、様々なカリキュラムが展開されています。実際にも、多くの授業が教員との双方向で行われ、厳しい議論が繰り広げられています。

法科大学院修了者については、法律基本科目をはじめ基本的な知識・理解が不十分な者や論理的表現能力の不十分な者が一部に見られるなどの指摘がなされているものの、上記のような教育方法の成果として、具体的事実を分析して法を適用する能力やプレゼンテーションやディスカッション等の能力、判例や法律文献などのリサーチ能力に優れていることなども、指摘されています。

法科大学院は、旧司法試験時代に想定されていた法曹像を脱却し、より幅広い素養を身につけた法曹を養成しており、法科大学院修了者の法曹としての活動を多面的に評価していく必要があります。

8 時間的・経済的コスト

Q 2 8 旧司法試験時代と比べて司法試験合格までにかかる時間はどれくらいですか？

A 2 8 大学卒業後、未修者は3年間、既修者は2年間、法科大学院で学び、司法試験を受験します。平成23年の新司法試験の合格者平均受験回数は1.6回で修了後1年目の合格者は2063人中1147人(55.6%)となっています。旧司法試験と比べて、大学在学中に受験できない分、時間がかかるように見えますが、旧司法試験合格者の平均受験期間が5年を超えていた(平成15年は5.75年)ことからすると、必ずしも司法試験合格までに時間がかかっているわけではありません。

なお、現在の制度では司法修習期間は1年と、旧司法試験時代よりも短くなっており、法曹になるまでの時間という点ではこの点も考慮する必要があります。

Q 2 9 法科大学院に通うための経済的コストの高さから、法科大学院制度は「金持ちにしか法曹になれない」制度になっていませんか？

A 2 9 法科大学院の学費が相当程度高額であることは事実ですが、他方で、入学金や学費の免除、奨学金の給付・貸与等の経済的支援措置もとられています。

例えば、国立の法科大学院では、一定の枠内で授業料の免除が認められています。私立の法科大学院においても、さまざまな形で入学金や学費の免除、給付制の奨学金などの制度が用意されています。また、通う法科大学院に関わらず独立行政法人日本学生支援機構から最大で月額30.8万円の貸与を受けることができ、その返還期間は最大20年間で、一定の条件のもとに返還猶予を認める制度もあります。かつ、第1種奨学金(無利息)については受給者の3割が全額または半額免除を受けられる制度になっています。

このように、奨学金制度などがかなり整備されているのは、まさに「金持ちしか

法曹になれない」制度にしないための配慮ですが、他方で、現状の司法試験合格率の低迷により負担とリスクが大きくなり、法科大学院の志願者が減少していることは大きな問題です。したがって、国による給付型奨学金制度の創設や奨学金・授業料減免制度の更なる拡充などが必要であると言えます。

9 司法試験

Q30 司法試験はどのように改革されたのですか？

A30 司法試験の位置付けは、法科大学院修了を司法試験受験資格とし、法科大学院教育の成果を確認するものに転換されました。そして、1回の筆記試験たる司法試験では法科大学院教育の全ての成果を試すことはできないので、その一部(主として法律基本科目)を試すものとされました。

また、その試験内容も、法的思考力等を試すのにふさわしいものとされ、短答式試験は「法科大学院における教育内容を十分に踏まえた上、基本的事項に関する内容を中心とし、過度に複雑な形式による出題は行わない」(平成17年11月16日考査委員会議)、論文式試験は「事例解析能力、論理的思考力、法解釈・適用能力等を十分に見ることを基本とし、理論的かつ実践的な能力の判定に意を用いる。その方法としては、比較的長文の具体的な事例を出題し、現在の司法試験より長い時間をかけて、法的な分析、構成及び論述の能力を試すことを中心とする」(新司法試験実施に係る研究調査会報告書)ものとなりました。

こうして、旧司法試験における、予備校依存、知識偏重、受験対策優先の「論証ブロック吐き出し型」解答などの弊害は大きく克服、変革されました。

Q31 あたらしい司法試験の具体的内容はどのようなものですか？

A31 短答式試験の科目は、従前の憲法、民法、刑法に、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法を加えた7科目となりました。

論文式試験は短答式試験と同時期に実施されますが、短答式試験に合格しないと論文式試験の採点をしてもらえません。論文式試験の科目は、公法系(憲法、行政法)、民事系(民法、商法、民事訴訟法)、刑事系(刑法、刑事訴訟法)、及び選択科目(労働法、倒産法、知財法など8科目の中から選択)の4科目です。

法科大学院教育の成果の一部を試すものといっても、出題範囲は広範であり、科目を横断する融合的な問題も出題できるようになっているなど、実務家として必要な能力を試す試験とするための仕組みが整えられました。

Q32 司法試験の現状にはどのような問題点・課題がありますか？

A32 司法試験の出題範囲が旧制度よりも広範なものとなり、他方で合格率が当初の制度設計と異なり低い水準で推移する中で、司法試験の重圧が法科大学院の教育に悪影響を及ぼしつつあります。法科大学院生の中には、受験対策に目を奪われ、受験科目以外の科目を軽視したり、事実から出発し自ら考え規範を定立し問題解決をはかるのではなく、断片的な知識の暗記に傾斜する者も生まれつつあります。

また、司法試験は制限時間内に幅広い知識や応用力を問うものであり、適切な時間的ゆとりの中で必要な能力を問うにふさわしい内容でなければなりません。しかし、ここ数年、当初の新司法試験に比べ、短答式試験や論文式試験の一部の科目において、制限時間に比して多くの知識や論点を問い過ぎているため適切な能力の判定ができない事態も生まれ、旧司法試験への先祖帰りの傾向があるのではないかとの指摘もなされています。

こうした状況を踏まえ、司法試験の在り方自体についても、例えば、短答式試験の科目や、論文式試験の論点を減らし、じっくり考え解答できるものとし、採点基準をより明確化して、必要な能力を適切に判定できるものにすることや、先述のとおり回数制限を当面の間5年5回に緩和することなどの改革改善策の検討が求められています。

以上